

消 防 予 第 155 号
令 和 4 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

蓄電池設備を複数台接続して設置する場合の取扱いについて（通知）

蓄電池設備については、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）を踏まえた各市町村等の火災予防条例により、その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備として規制されているところです。

今般、複数台の蓄電池設備を接続して設置する事例が見られるようになりましたが、その蓄電池容量（キロワット時）の算定に当たっての蓄電池設備の取扱いが市町村によって異なることから、蓄電池設備を複数台接続して設置する場合の取扱いについて以下のとおりとりまとめました。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

蓄電池設備を複数台接続して設置する場合、蓄電池及びその他の機器が 1 の箱に収納されたもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）第 3 に定めるものであるときは、当該箱ご

とに対象火気省令第3条第17号に定める「蓄電池設備」への該当が判断されるものであること。

消防庁予防課予防係

担当 : 栞原、佐藤、田上

TEL : 03-5253-7523

Email : yobouka-y@ml.soumu.go.jp